

群馬県過疎有識者会議設置要綱

(目的)

第1条 本県の過疎地域の諸課題並びに活性化について、関係する各分野の幅広い視点から検討を進めるため、群馬県過疎有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(構成)

第2条 有識者会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委員の委嘱の日から令和4年3月31日までとする。

(運営)

第4条 有識者会議に座長を置くこととし、座長は委員の互選で選出する。

2 有識者会議は、座長が招集し、主宰する。ただし、座長が決定するまでの間は群馬県地域創生部地域創生課長がその事務を行う。

3 座長が必要と認めるときは、委員以外の者に有識者会議への出席を要請し、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 事務局は群馬県地域創生部地域創生課に置き、有識者会議の事務を処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月31日から施行する。

群馬県過疎有識者会議委員名簿

所属団体・職業等	氏名
高崎経済大学地域政策学部教授	西野 寿章
ソトコト編集長	指出 一正
NPO法人キッズバレイ代表理事	星野 麻実
なんもく大学事務局長	古川 拓
中之条町移住・定住コーディネーター	村上 久美子
自営業	星野 恵美子
みなかみ町体験旅行 常務理事	北山 郁人
上野村長	黒澤 八郎
神流町長	田村 利男
南牧村長	長谷川 最定
嬭恋村長	熊川 栄

(敬称略・順不同)